

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第7号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年6月8日 02時09分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港の高知港浦戸1号導流堤東方の傾斜堤 高知港浦戸1号導流堤灯台から真方位075°130m付近 (概位 北緯33°29.93' 東経133°34.02')
事故等調査の経過	平成27年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 加奈丸、4.96トン K03-22585、個人所有 第282-5910号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	魚群探知機の送受波器に破損
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、漁を行うため、高知港の藻洲潟地区を離岸し、船長が、高知港の浦戸大橋西方沖の水路を、レーダー画面を見て陸岸までの距離を確認しながら、手動操舵により約6ノット(kn)の速力で南岸に寄って東北東進していた。</p> <p>船長は、高知港の入口付近で入航する貨物船（以下「本件貨物船」という。）と遭遇した僚船から、本件貨物船が蛇行しながら西進し、南側に寄って航行しているので注意を要する旨の連絡を受け、レーダー画面から目を離して前方を見たところ、本件貨物船を視認した。</p> <p>本船は、約3knまで減速し、船長が本件貨物船に注目していたところ、平成26年6月8日02時09分ごろ、傾斜堤を構成する水面下の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、機関を後進として離脱を試みたものの、離脱できず、後方から出港していた僚船によって引き出され、自力で航行して藻洲潟地区の係船場所に接岸した。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮高 約1.5m
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、浦戸大橋西方の水路を東北東進中、船長が、本件貨物船に</p>

	<p>注意を向けた際、前方の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷前方の浦戸1号導流堤東方の傾斜堤に向かって航行していることに気付かず、傾斜堤を構成する水面下の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、浦戸大橋西方の水路を東北東進中、船長が、本件貨物船に注意を向けた際、前方の見張りを適切に行っていなかったため、傾斜堤に向かって航行していることに気付かず、消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、特定の船舶、物標等のみに注意を向けず、周辺にも注意を向けること。</li></ul>